

すべての聴覚障害者に  
情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法制度の  
実現を求める要望書

衆議院議長  
横路孝弘様

聴覚障害者制度改革推進中央本部  
本部長 石野 富志三郎  
162-0801 新宿区山吹町 130 SKビル 8階  
財団法人全日本ろうあ連盟気付  
Tel03-3268-8837・Fax03-3267-3445

障害者基本法の一部を改正する法案が、衆議院本会議においては6月16日に、参議院本会議においては7月29日に採択され、8月5日に公布されました。この改正障害者基本法には、第3条の基本原則の3に、

「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

と記載され、私たち、聴覚障害者・盲ろう者をはじめ、意思疎通と情報の取得又は利用にバリアのある障害者すべてにおいて、大切な基本原則となるものです。

「可能な限り」という言葉が入ったことは看過できない問題ですが、情報の取得又は利用とコミュニケーションの保障(意思疎通の保障)に関する法整備の第一歩となる改正障害者基本法を採択して頂いたことに深くお礼申し上げます。

また、衆議院本会議、参議院本会議において附帯決議が採択されました。この中に、「国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」が記載されています。

まさに、国会が、障害者基本法の改正を障害者制度改革の新たなスタートであるとの認識を示されたものとして高く評価しているところです。

私たちは、聴覚障害者の自己選択・自己決定を基本とした真の社会参加を実現するために、すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法制度の実現を願い、全国の国民から集まった署名\_\_\_\_\_筆をもって以下のことを要望致します。

## 要 望 項 目

1. 手話を「言語」として定義することをはじめ、障害者基本法や障害者差別禁止法において「言語」、「コミュニケーション」、「情報」についての定義、権利規定を明記し、聴覚障害者の基本的人権として、社会のあらゆる場面で情報とコミュニケーションを保障する法整備をおこなってください。
2. 法整備にあたっては、障害者の情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を創設してください。
3. 障害者自立支援法に代わる新しい「総合福祉法（仮称）」の制定において、障害の程度によらず、すべての聴覚障害者が必要とする福祉サービス、相談支援、当事者支援事業をコミュニケーションのバリアなく受けられる環境を整備してください。

## 要 望 趣 旨

聴覚障害者は、音声の他に、手話や文字等による情報・コミュニケーションや、手話通訳、要約筆記、盲ろう者のための触手話・指点字等のコミュニケーション支援が必要です。しかし、まだまだ社会全体の理解と施策が不足しています。

現行の障害者自立支援法では、地域生活支援事業においてコミュニケーション支援事業が市町村の必須事業と位置づけられて実施されていますが、平成21年3月時点で、手話通訳者派遣事業が74.1%、手話通訳設置事業が27.6%、要約筆記者派遣事業が45.4%の実施率（厚生労働省調べ）にとどまっています。盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業も含めて、地方自治体の財政や考え方によって大きく左右され、派遣範囲や回数、広域派遣に制限を受けるなど、地域格差が大きくなっています。

コミュニケーション支援だけでは社会参加はできません。情報アクセスの保障も必要です。列車が遅延したときの音声アナウンスを文字で表示すること、災害放送・政見放送・CMも含めて放送に手話・字幕を付けることなど、聞こえないことで情報を得られず不利な立場におかれることがないようにしなければなりません。聴覚障害者が社会生活のあらゆる場面で、手話・文字・触覚的手段により情報が保障され、さらに、直接、手話や筆談、触覚的コミュニケーションで日常会話ができることが当たり前になる社会づくりも必要です。

障害者権利条約では、第2条において手話や文字表示、触覚など、意思疎通のあらゆる形態、手段、様式をコミュニケーション（意思疎通）と定義しています。さらに、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう」と定義しました。そして、自ら選択するコミュニケーションにより、表現及び意見の自由についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる等、規定されています。

以上のことから、私たちは、聴覚障害者の自己選択・自己決定を基本とした真の社会参加を実現するために、すべての聴覚障害者に情報アクセス・コミュニケーションの権利を保障する法制度の実現を求めます。

### 【構成団体】

財団法人 全日本ろうあ連盟

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

社会福祉法人 全国盲ろう者協会

一般社団法人 全国手話通訳問題研究会

一般社団法人 日本手話通訳士協会

特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会